

〔第2問〕（配点：50）

A市は、だれでも自由に入れる公園に図書館を建築することとし、その建物の設計を建築家Bに依頼した。Bは、過去から未来に絶えず発展していくA市を表すものとして、正面から見ると、曲面状となっている屋根が右方向に上がって、その右端が大きく横に飛び出し、外壁が曲面状の屋根と連続する曲面であることに特徴を有する斬新な建物を設計し、その設計どおりに図書館（以下「A図書館」という。）が建築された。A図書館の入口を入るとすぐ大きな玄関ホールがあり、その奥の壁には、A市出身の画家Cの代表作として有名で、A市にある山（以下「A山」という。）の風景を独特の色彩で描いた大きな絵画αが展示されていた。以上の事実関係を前提として、以下の設問に答えなさい。

〔設問1〕

A図書館の近くで土産物を販売するDは、自らの店舗の外壁の一部や屋根をA図書館の外壁や屋根と同じ形に改築した。Dの上記行為がBの著作権を侵害するかについて論じなさい。

〔設問2〕

Dは、絵はがき製作のためにA図書館を正面から撮影し、その写真に基づく絵はがきβを多数枚印刷した上で、これを販売している。絵はがきβは、その5分の3程度にA図書館が写っているというものであり、青空を背景として、その特徴的な屋根や外壁の形が明瞭に判別できた。また、撮影当時、A図書館の入口の大きな扉が開いていて、A図書館の正面から撮影したために、玄関ホールの奥の壁に展示されている絵画αが、その独特の色彩によりA山を描いたCの代表作であることが分かる程度に小さく写っていた。なお、A図書館の入口の扉は、A図書館の開館時間中は常に開いていた。

- (1) BはDに対し、著作権侵害を理由としてどのような請求をすることが考えられるか。その妥当性についても論じなさい。
- (2) Cは、Dが販売する絵はがきβに絵画αが写っていることが問題であると考えた。CはDに対し、著作権侵害を理由として絵はがきβの販売をやめるよう求める訴訟を提起した。同訴訟において、Cはどのような主張をすべきか。それに対し、Dは、どのような主張をすることが考えられるか。それらの妥当性についても論じなさい。

〔設問3〕

A図書館が建築されて10年経ち、現在のA市の市長は、A図書館の屋根が奇抜

すぎると考え、A市は、A図書館の屋根のうち大きく横に飛び出している部分のみを撤去する工事を計画している。Bは、この計画に反対し、この工事を阻止したいと考えている。Bは、A市に対し、著作権法上どのような請求をすることが考えられるか。その妥当性についても論じなさい

(法務省 HP より転載 <https://www.moj.go.jp/content/001421193.pdf>)

1 第1 設問1について

2 1 Dの行為が著作権侵害になるには、まずA図書館が「建築の著作物」(著作権
3 法。以下略。10条1項5号)に該当する必要がある。

4 この点、A図書館のような建築物について、一般的な表現物と同様に個性の発露
5 もって著作物性ありとすると、多くの建築物に著作物性が認められ、その利用に
6 制約が生じてしまい、建築物の取引や実用に供するにあたって不都合が生じる。

7 そこで、建築物の著作物性は、創作性ないし「文芸…の範囲に属する」の要件(2
8 条1項1号)の判断において、実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象
9 となるような造形芸術としての美術性を具備することが要求されると考える。

10 以上を本問についてみると、A図書館は、屋根と外壁が独特な形状となっており、
11 過去から未来に絶えず発展していくA市を表すという設計者の精神性も感得できる
12 ものであるから、造形芸術としての美術性を具備している。

13 したがって、A図書館は、建築の著作物に該当する。

14 2 そして、A図書館を設計したBは、A図書館の著作者として、その著作権及
15 び著作者人格権を有している。

16 また、Dの行為は、A図書館に依拠して自らの店舗の屋根及び外壁の一部を
17 A図書館と同じ形に改築するものであり、創作性が認められるA図書館の外壁
18 や屋根を複製するものとしての複製(2条1項15号)ないし翻案に該当する。

19 3 よって、Dの行為は、BのA図書館に係る複製権(21条)ないし翻案権(2
20 7条)を侵害する。

21 第2 設問2(1)について

22 1 考えられるBの請求

23 A図書館を写真撮影する行為及びその写真に基づく絵はがきβを多数枚印刷

全体として素直な問題
といえよう。なお、建築物
については、平成26年第2
問でも出題あり。
建築物の著作物性は、中
山105頁以下、百選13事
件。
最近の知財高判R5.3.31
(国際版画美術鑑賞事件)
も参考となる(発明2024
年10月号44頁)。

1 する行為は「複製」（21条）に該当し、当該複製物である絵はがきβを一般に
2 販売する行為は「譲渡により公衆に提供する」行為（26条の2第1項）に該
3 当する。そこで、Bとしては、A図書館に係る複製権及び譲渡権を侵害すると
4 して、Dに対し、絵はがきβの印刷・販売の差止と絵はがきβの廃棄（112
5 条1項2項）、及び損害賠償請求（民法709条）をすることが考えられる。

6 2 Bの請求の妥当性

7 (1) 建築の著作物を対象とする利用行為は、46条各号に該当しない限り適法と
8 なるところ、Dの行為は、A図書館の写真に基づく絵はがきを販売する行為で
9 あるから、著作権法46条4号該当性が問題となる。

10 (2) まず、同号は、「美術の著作物」を対象としているが、A図書館は建築の著作
11 物であるとともに、その芸術性から「美術の著作物」であると評価できる。

12 また、同号の「専ら…販売を目的として複製し、又はその複製物を販売」の要件
13 （以下「専ら要件」という。）は、著作物を利用した書籍等の体裁及び内容、著
14 作物の利用態様、利用目的などを客観的に考慮して決せられる。そして、絵はが
15 きは被写体を見せることで購買意欲を掻き立てるものであること、絵はがきβ
16 では5分の3もA図書館が写っていてその特徴的な屋根や外壁の形が明瞭に判別
17 できることに照らすと、Dの行為は専ら要件も充足する。

18 以上から、Dの行為は46条4号に該当するため同条柱書の適用はなく、上
19 記Bの請求は妥当である。

20 第3 設問2（2）について

21 1 Cの主張

22 Cとしては、上記Bの請求と同様に、Dの行為が絵画αに係る複製権及び譲
23 渡権を侵害するものとして、Dに対し、絵はがきβの印刷・販売の差止と絵は

・中山 475 頁以下

・田村 211 頁以下

1 がきβの廃棄、及び損害賠償請求をすることが考えられる。

2 そして、Cは、訴訟で絵画αの著作物性及びその著作権が自身に帰属すること及び絵はがきβは絵画αを複製したものであることを主張すべきである。

4 2 Dの主張

5 Dとしては、絵画αは絵はがきβで小さく表示されているに留まるから複製
6 該当性を争い、また、Dの行為は、付随対象著作物の利用であって、絵はがき
7 βの印刷は30条の2第1項の適用があり、絵はがきβの販売は同条の2第2
8 項の適用があるため、著作権侵害にあたらないと主張すべきである。

9 3 複製該当性判断

10 (1) 著作権法の保護対象である著作物が思想又は感情の創作的に表現したもので
11 あることからすると、複製（著作権法2条1項15号）に該当するには、著作
12 物の創作性が認められる表現部分が再製されていることが必要となる。

13 (2) そして、絵画αは、A山を独特の色彩により表現したところに創作性があると
14 解される場所、絵はがきβでは、その色彩からA山を描いたCの作品であること
15 がわかる程度になっており、絵画αの創作性ある部分が再製されている。

16 (3) したがって、Dの行為は、絵画αの複製に該当し、Cの主張が妥当である。

17 4 著作権法30条の2該当性

18 絵はがきβは、その5分の3程度にA図書館が写っているところ、絵画αは、
19 A図書館の玄関ホール奥に展示されていることからすると、絵はがきβにお
20 ける絵画αの大きさは何とか絵画Aと識別できる程度のものと考えられる。ま
21 た、絵はがきβは、青空の下でのA図書館を見せることが目的となっており、
22 その購入者も主としてA図書館に着目すると解される。さらに、A図書館の開
23 館中はA図書館の入口は開いており、A図書館と絵画αは分離困難である。

百選53事件。但し、同事件は、「書」を対象としたものであり、絵画を対象とした本問とは創作性の認められる範囲等が異なることに注意。百選の解説も要参照。

